

質問に対する回答書

工事等番号 令和4年度 下工公補第1号

工事等件名 南部污水幹線築造工事

上記案件に係る質問に対して、下記のとおり回答します。

設計図書等の ページ箇所	質問内容	回答
参考資料 P1	<p>経費計算における一般管理費の算定式については、令和4年4月に改訂されましたが、今回の工事の工事費積算参考資料によると積算基準は「令和3年7月制定版（共通編・道路編・下水道編）（令和4年3月一部改訂（道路編）」を適用と記載されていることから、改定前の旧算定式にて算定すればよろしいですか。</p> <p>また、旧算定式を使用する場合は、変更契約等において新算定式との差額を計上していただけるのでしょうか。</p>	令和4年4月の「積算基準（共通編）」に基づいています。
設計書 P48、49	単位数計算書にある試掘調査工(1)1箇所、試掘調査工(2)1箇所とありますが、試掘調査を実施する箇所は、発進立坑部1箇所、到達立坑部1箇所ですか。	試掘調査工（1）は到達立坑部、試掘調査工（2）は発進立坑部で行います。
設計書 P48	単位数計算書に試掘調査工（1）規格3.0×1.0×3.2となっています。周辺に民家の塀があるのですが、深さ3.2mを掘削しても民家の塀に影響しない箇所を試掘しますか。また、影響する場合、家屋調査費は設計変更の対象になりますか。	塀に影響がない箇所を試掘します。影響する場合は、設計変更の対象になります。

<p>図面 1/12、 11/12</p>	<p>平面図及び立坑施工ヤード図(参考)において、到達側の立坑掘削で使用する機械が、近鉄近接施工範囲Ⅲ21.95mの範囲内に配置されています。近接施工範囲内での作業において、列車監視員を配置する必要がありますか。又、列車監視員が必要となった場合は設計変更の対象となりますか。</p>	<p>近接施工範囲内の作業には、列車監視員を配置する必要があります。 列車監視員は津市と近畿日本鉄道(株)で別途契約を行うため、設計変更の対象になりません。</p>
<p>設計書 P53</p>	<p>交通規制形態は、全工種において施工中は昼夜作業とも車両通行止めですか。</p>	<p>昼夜ともに車両通行止めにて施工します。</p>
<p>図面 2/12</p>	<p>縦断面図において、さや管 HP φ900mmの施工で使用した立坑の掘削範囲を点線で記されていると考えているのですが、点線は立坑の掘削範囲と考えてよろしいですか。 また、点線が立坑の掘削範囲であるならば、立坑の施工は鋼矢板での施工ですか。</p>	<p>点線箇所は水道管布設時に行った立坑掘削範囲です。立坑は鋼矢板にて施工されています。</p>
<p>設計書 P52</p>	<p>工事箇所は、津市のコミュニティバスの久居南・雲出ルート(月・水・土運行)となっています。施工の際、交通規制態勢を車両通行止めとした場合、ルート変更することを考えているのですが、ルート変更することは可能ですか。又、ルート変更する場合は関係者との協議になりますか。</p>	<p>コミュニティバスのルート変更は可能です。工事日程など久居総合支所と協議が必要になります。</p>